# 「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要

【勧告先】農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 【勧告日】平成29年7月4日 【1回目の回答日】 平成30年2月13日~15日 【2回目の回答日】 平成31年4月8日~12日(改善状況は3月27日現在)

1 森林管理のための制度の適正な運用

# 主な勧告(調査結果)

# (1) 森林の土地所有者届

市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届時等に制度の周知を行うなど効果的な周知方法を紹介すること(農林水産省)

- ✓ 調査対象市町村のほとんどでは森林の土地所有者届出の励行の取組を未実施
- ✓ 死亡届出時等に土地所有者届出の制度案内を実施している調査対象市町村は3割に満たず

# (2) 森林経営計画

森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、計画とは異なる内容の事後届が提出された場合は、その理由等を確実に確認するよう要請を行うこと(農林水産省)

- ✔ 間伐の下限面積を満たしていないなどの認定基準を満たさない計画を認定していた例
- ✓ 事後届で計画と異なる内容の施業結果が記載されている例

# (3) 森林の公益的機能

都道府県に対し、「要整備森林」選定後に必要な通知や勧告を行っていない例がない か点検させ、適切に行っていない例がみられた場合は、早急に現地調査を行うなどして、 施業の必要性を改めて判断し、適切な対応を図るよう要請すること(農林水産省)

- ✓ 相当期間経過後も森林所有者等に必要な森林施業の通知を行うことができていない例
- ✓ 特段の理由がないにもかかわらず、森林所有者等に施業の勧告を行っていない例

# 主な改善措置状況

# (農林水産省)

- 関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未 届者を把握するよう再要請
- ・ 死亡届時等に制度の周知を行うなど効果的な周知方法 を再周知
- ✓ 死亡届の提出に併せた制度の周知を始めた市町村の例あり

# (農林水産省)

- ・ 都道府県に対し優良な判定ツール等の普及促進が図られるよう助言を再実施
- ✓ 新たな判定ツールの導入やツールの改修等が行われている例あり
- 都道府県に対し制度の適正運用を再要請
- ✓ クラウド上で森林経営計画等の情報を管理し、事後届が計画に即した内容かどうかの判定を自動で行うなど、森林経営計画の実行管理の精度向上等を図る取組が行われている例あり

# (農林水産省)

・選定後、相当期間(6年以上)経過した要整備森林の 必要に応じた施業等を再要請

要整備森林198か所(平成29年11月時点)のうち、

- ✓ 施業及び指定解除済みは97か所(約49.0%)
- ✓ 既に施業を実施済みで次期森林計画の変更等に併せて解除が予定されているものが44か所(約22.2%)
- ✓ 森林施業が必要と考えられる要整備森林は52か所(約26.3%) ⇒補助事業等により森林施業が行われ次第、指定を解除予定

# 2 新たな木材需要の拡大の推進

# 主な勧告(調査結果)

# (1) 公共建築物の木造化

各省各庁に対し、木造化になじまない施設について、その範囲や考え方を具体的 に例示するなどの必要な支援を行うこと(農林水産省及び国土交通省)

建築基準法よりも厳格に定められている官公法の耐火建築物に係る規定について、 その妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討すること(国土交通省)

✓ 国の庁舎には、①建築基準法よりも厳格な官公法(官公庁施設の建設等に関する法律)の耐火基準の規制が適用されることを理由として、非木造とした例(23施設)や、 ②各省が木造化になじまないと判断し、非木造とした施設の中にも木造化の検討を図る余地があると考えられる例(53施設)あり

# (2) 合法木材製品の調達

各省各庁に対し、調達時にグリーン購入法適合製品であること等の確認を適切に 行うよう周知徹底するとともに、木材製品事業者に対し、合法性の判断基準を満た すことができない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示することがないよう、周知徹底すること(環境省)

✓ グリーン購入法適合製品にも同等の製品があるものの、グリーン購入法適合製品との表示 のない製品を調達していた機関があった。一方でグリーン購入法適合製品との表示のあった 製品の中に、合法証明書が提示できないとされたもの(4製品)あり

# (3) 木質バイオマス発電設備

適切な調達価格が適用されるよう、チップ加工事業者等に対し、伐採及び加工・ 流通段階において必要となる由来の証明書や根拠書類について、改めて周知徹底 を図ること(農林水産省及び経済産業省)

✓ 木質バイオマス発電設備に納入する燃料チップ等の加工事業者等の中には、由来に係る 証明書類を適切に入手・作成していない例(12発電設備31事例。うち1発電設備2事例 は燃料区分を誤って納入)あり

# 主な改善措置状況

# (農林水産省及び国土交通省)

- ・木造化になじまない6類型の施設の範囲や考え方を具体的 に例示するなど、一層の木造化の促進のための支援を実施
- ✓ 平成29年度に整備された低層の公共建築物における木造化率は 63.0%と24年度以降で最も高い割合

# (国土交通省)

- ・ 官公法に関して、以下の取組を実施しつつ、引き続き規定の 妥当性の検証を実施
- ✓ 官公法の耐火建築物に係る規定の妥当性について、有識者懇談会 に付議して意見等を聴取
- ✓ 小規模施設の木造耐火建築物コスト等を分析し各省各庁へ情報 提供するなど、木造耐火建築物の技術的・経済的な検討を実施

# (環境省)

- ・各省各庁における合法木材製品の確実な調達や木材製品事業者に対する合法性の判断基準の周知徹底のため、 以下の取組を実施
- ✓ 合法木材製品の調達や合法性の判断基準を満たすための留意点等をまとめた「グリーン購入の調達者の手引き」を配布・HP掲載
- ✓ 全国8か所でグリーン購入法基本方針説明会を開催し、必要な 説明等を実施
- ✓ 木材製品事業者等を対象としたセミナーを2回開催し、参加者の 多数が木材製品の合法性証明についての理解が進んだと回答

# (農林水産省及び経済産業省)

- ・農林水産省は、直接全国5か所の発電事業者、チップ加工事業者等に現地調査を行い、そのうち2か所には経済産業省の職員も同行し、必要な指導を実施
- ✓バイオマス証明書の様式が不適切な例等について指導を実施
- ・ 今後も両省は連携して、毎年度全国5か所程度の発電事業者、チップ加工事業者等に対して現地調査を行うことを計画

# 森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要

#### 【調査の実施時期等】

1 実 施 時 期 平成 27 年 12 月~29 年 7 月

2 調查対象機関 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省

【勧告日及び勧告先】 平成29年7月4日 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【回答年月日】 農林水産省 平成30年2月13日 経済産業省 平成30年2月15日

国土交通省 平成 30 年 2 月 15 日 環境省 平成 30 年 2 月 15 日

【その後の改善措置状 農林水産省 平成 31 年 4 月 10 日 経済産業省 平成 31 年 4 月 12 日

況に係る回答年月日】 国土交通省 平成 31 年 4 月 12 日 環境省 平成 31 年 4 月 8 日

※改善状況は平成31年3月27日現在

#### 【調査の背景事情】

- 我が国は、国土面積の約7割を森林が占める、世界でも有数の森林資源大国である。その中でも、人工林は戦後に造成されたものが多く、約6割が今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能になると見込まれている。
- また、我が国の木材需要は、これまで住宅分野が中心であったが、最近は、公共建築物や木質バイオマス発電への活用など住宅分野以外 の新たな木材活用の施策が講じられたことによって、木材の需要分野が拡大している。
- 一方、我が国の森林所有者(林家)の約9割は、所有面積が10ha未満の小規模な者であり、森林所有者の収入に相当する山元立木価格は、昭和55年のピーク時から1割程度に下落していることなどを背景として、林業離れが進行している。さらに、昨今は、相続などで所有者が変わった場合でも、所有権の移転登記を行わない者が少なからず存在しているなど、現状のままでは、森林資源は木材としての活用が十分なされないだけでなく、水源滋養や土砂災害防止機能など森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼすのではないかとの懸念もある。
- このため、農林水産省においては、平成23年に森林法(昭和26年法律第249号)を改正し、所有者を把握する新たな仕組みである「森林の土地所有者届出制度」の創設や、意欲ある森林所有者や森林組合等による施業の集約化を進め、伐採や造林をより効率的・効果的に実施することによって、森林の公益的機能を確保し、持続的な森林経営ができるよう、新たに「森林経営計画制度」を創設するなど、森林資源を活用するための各種施策を講じているが、適切な森林管理を実施するためには、併せて新たな木材需要の一層の喚起が必要である。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、我が国の森林の適切な管理を促すとともに、新たな木材需要の拡大を推進する観点から、森林法に定められた各種制度の運用状況、公共建築物の木造化など国主導で導入された新たな木材需要の拡大を推進する施策の現状等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

- 1 森林管理のための制度の適正な運用
  - (1) 森林の土地所有者届出の徹底

## (勧告要旨)

農林水産省は、森林の土地所有者届出を徹底する観点から、以下の 措置を講ずる必要がある。

① 森林の土地所有者届出の未届を防止するため、例えば、死亡届の 提出時に併せて、森林の土地所有者届出制度の周知を行うなど、全 国の市町村が行っている森林の土地所有者届出制度の周知方法につ いて把握を行い、その結果に基づき、市町村に対し、森林の土地所 有者届出制度の効果的な周知方法を紹介すること。

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 売買や相続等により森林の土地を新たに取得した者は、面積にかかわらず、市町村長に氏名、住所、所有者となった年月日等の所有者情報について、取得後90日以内に届出を行わなければならない
- 林野庁では、市町村に対し事務処理マニュアル<sup>(注)</sup>を発出し、森林の土 地所有者届出制度の周知方法を紹介
- (注) 「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成 24 年 10 月 16 日付け 24 林整計第 123 号林野庁森林整備部計画課長通知)

## 《調査結果》

- 森林の土地所有者届出の受理件数(平成24~27年度)は、最も多い市町村(注)で698件であったが、最も少ない市町村では1件と較差あり
- 死亡届等の相続の手続で市町村を訪れた森林の土地所有者の相続人等 に対し、森林の土地所有者届出制度のチラシを配布するなどにより周知 をしていた市町村数は、10 市町村と3割にも満たない
- (注)調査対象は39市町村

→:「回答」時に確認した改善措置状況

⇒:「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況 (農林水産省)

→ 森林の土地所有者届出制度の周知方法について、都道府県を通じ、全国の市町村が行っている方法を調査した結果を取りまとめ、平成29年10月から11月までの間に全国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、効果的な周知方法を紹介した。

また、市町村への更なる普及を図るため、都道府県に対し、「森林の土地所有者届出制度の周知徹底について」(平成29年12月27日付け29林整計第298号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、死亡届の提出に併せた制度の周知など、森林の土地所有者届出制度の効果的な周知方法について、市町村への指導・助言を依頼した。

⇒ 平成 30 年 9 月に、都道府県を通じて全国の市町村、不動産及び林業関係団体に対して、森林の土地所有者届出制度の普及を図るため、制度の概要を説明したリーフレットを配布した。また、平成 30 年 10 月から 11 月までの間に全国で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」及び 31 年 2 月に開催した「都道府県担当者会議」において既発出通知(「森林の土地所有者届出制度の周知徹底について」(平成 29 年 12 月 27 日付け29 林整計第 298 号林野庁森林整備部計画課長通知))の再周知等を行った。

改善措置の結果、林地を相続した場合の届出手続を死亡関連届出一覧に 含める措置を講じた市町村数は、平成28年度294、29年度は414と増加 しており、農林水産省としては、今後も土地所有者届出件数や制度の周知 方法等に係る市町村の取組のフォローアップを行い、必要に応じて助言等 を実施していく。

#### (勧告要旨)

② 市町村に対し、関係機関から森林の土地所有者の異動情報を定期的に入手するなどして、森林の土地所有者届出の未届者の有無を把握し、未届者がいた場合は、森林の土地所有者届出を提出させるための働きかけを行うよう要請すること。

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 都道府県知事及び市町村長は、森林法の施行のため必要があるときは、 関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関 し、必要な情報の提供を求めることができる
- 林野庁では、都道府県及び市町村に対し、不動産登記簿及び地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 341条第 9号の規定に基づく固定資産課税台帳を活用した森林所有者を把握するための手順等をまとめた関連通知 (注)を発出し、所有者の把握に努めるよう助言
- (注) 「登記情報の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け23林整計第122号林野庁森林整備部計画課長通知)及び「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知)

#### 《調査結果》

- 土地の権利移動等に際し、「登記済通知書」(注) に記載された情報を活用 し、森林の土地所有者届出の未届者を確認しているのは2市町村のみ
- (注) 登記所は、地方税法第382条の規定に基づき、土地又は建物の表示及び権利移動等に関する登記をした場合、10日以内に当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対し、登記済通知を行うこととされている
- ほとんどの市町村では、不動産登記簿の電子データや固定資産課税台帳 に記載されている森林所有者情報を入手して、森林の土地所有者届出の未 届者を把握し、届出を励行させる取組は行っていない

#### (農林水産省)

→ 市町村が森林の土地所有者の把握について適切な対応を行うよう、平成 29 年 10 月から 11 月までの間に全国 6 地区で開催した「森林計画・森林 利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介 し、制度の周知徹底・適正な運用について要請した。

また、市町村が適切な対応を行うよう、都道府県に対し、「森林の土地 所有者届出制度の周知徹底について」(平成29年12月27日付け29林整 計第298号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、関係機関から森林 の土地所有者の異動情報を定期的に入手するなどして、森林の土地所有者 届出の未届者の有無を把握し、未届者がいた場合は、森林の土地所有者届 出を提出させるための働きかけを行うよう、市町村への指導・助言を依頼 した。

⇒ 平成 30 年 10 月から 11 月までの間に全国で開催した「森林計画・森林 利用業務関係ブロック会議」及び 31 年 2 月に開催した「都道府県担当者 会議」において、既発出通知(「森林の土地所有者届出制度の周知徹底に ついて」(平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 298 号林野庁森林整備部 計画課長通知))の再周知等を行った。

改善措置の結果、関係機関からの森林の土地所有者情報の異動情報の入 手が進んでいる中、森林の土地の所有者届出の件数は、平成 28 年度 2 万 6,827 件、29 年度 3 万 828 件と増加しており、今後も必要に応じて助言等 を実施していく。

#### (2) 森林経営計画制度の適正な運用

#### (勧告要旨)

農林水産省は、森林経営計画制度の適正な運用を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 森林経営計画制度の創設前に認定された全ての森林施業計画の有 効期間は平成28年度末をもって満了し、24年度に認定された森林経 営計画の計画期間は29年度中に満了することを踏まえ、都道府県、 市町村、森林所有者等から森林経営計画の作成に係る課題等について 情報を収集し、その結果に基づき、森林経営計画の作成が促進される よう必要な助言を行うこと。

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 森林所有者等は、森林資源を有効に活用し、持続的な森林の経営を確保 するため、計画期間内に行う森林施業及び保護に関する森林経営計画を作 成し、市町村長等の認定を受けることができる
- 農林水産省(林野庁)は、森林経営計画の作成率<sup>(注1)</sup>を平成32年度末 時点に60%<sup>(注2)</sup>とする目標を設定
- (注1) 民有林面積に占める森林経営計画を作成している森林の面積の割合
- (注 2) 平成 28 年度の政策評価において、26 年度末時点の作成率が 28%と低調であった ことなどを踏まえ、80%から 60%に下方修正

#### 《調査結果》

- 道府県別 (注) の平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率は、 最も高い道府県が 71%であるのに対し、最も低い道府県では 8%であるな ど、道府県によって大きな差あり
- 市町村別の平成 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率は、最も高い市町村が 72%であるのに対し、最も低い市町村では 1%に満たないなど、市町村によっても大きな差あり
- (注) 調査対象は17道府県及び39市町村

#### (農林水産省)

- → 平成 29 年 10 月から 11 月までの間に全国 6 地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」及び同年 9 月から 11 月までの間に全国 5 県を対象とした「森林経営計画キャラバン」において、森林経営計画の作成に係る課題等について情報を収集した。この結果に基づき、森林経営計画の作成が促進されるよう、都道府県に対し、「森林経営計画の作成推進について」(平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 318 号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、「区域計画」の活用、地域の状況に応じた計画作成など、必要な助言を行った。
- ⇒ 平成 30 年 10 月から 11 月までの間に全国で開催した「森林計画・森林 利用業務関係ブロック会議」及び 31 年 2 月に開催した「都道府県担当者 会議」において、既発出通知(「森林経営計画の作成推進について」(平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 318 号林野庁森林整備部計画課長通知)) の再周知等を行った。

森林経営計画は、作成に当たって実地調査や権利者等間における調整等が必要であり、作成までに相当の時間を要する。そのため、作成率(民有林面積に占める森林経営計画作成面積の割合)は、平成28年度31%、29年度30%と横ばいとなっているが、改善措置を踏まえ、都道府県等において、森林経営計画を作成する者を対象にした研修会の開催等により経営計画の作成が促進されるよう取り組んでいる例も確認されており、今後も必要に応じて助言等を実施していく。

#### (勧告要旨)

② 都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の認定に係る審査を徹底 するよう要請を行うとともに、都道府県及び市町村と連携し、判定ツール等の導入状況、内容等を把握、整理した上で、誤った設定をして いる場合は、早急に改善させること。

また、都道府県及び市町村に対し、その把握、整理した結果に基づき、優良な判定ツール等の普及の促進が図られるよう必要な助言を行うこと。

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 市町村長等は、森林経営計画の作成者から森林経営計画の認定請求を受けた場合、内容が認定要件 (注1) に従って適当であるかを判断し、認定要件を全て満たす場合 (注2)、その計画が適当である旨認定
- 都道府県知事は、市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれ らの達成のために必要な助言、指導等の援助を行うように努める
- (注1) 伐採等に関する計画内容が農林水産省令で定める森林施業に関する基準に適合していること、市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められることなどの森林法第11条第5項各号に定められた要件
- (注2) 記載事項及び添付書類に不備がある場合、速やかに補正を求め、また、内容が認定要件のいずれかを満たしていないと認められる場合は、認定請求を取り下げ、内容の修正を行った上で、改めて認定請求を行うよう指導することとされている

## 《調査結果》

- 認定要件を満たさない内容であるにもかかわらず、市町村から森林経営 計画の作成者に対し計画内容の修正等を求める指導が行われないまま、森 林経営計画が認定されていた例あり (25 市町村 59 計画 (注1))
- 道府県は、判定ツール等 (注2) を導入し市町村等も利用できるようにしていたが、面積の算出方法等の設定誤りにより、要件を満たさないものが認定されている例あり

(注1) 調査対象は39 市町村186 計画

#### (農林水産省)

→ 都道府県及び市町村が森林経営計画の認定等に係る審査の徹底及び判定ツールの誤った設定の改善について適切な対応を行うよう、平成29年10月から11月までの間に全国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について要請した。さらに、都道府県に対し、「森林経営計画制度の適正な運用について」(平成29年12月27日付け29林整計第318号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、森林経営計画の認定に係る審査等を徹底するよう要請した。市町村に対しては、都道府県を通じて同様の旨を要請した。

また、森林経営計画の認定要件の判定ツール等の導入状況等に関する調査を行った結果に基づき、森林の面積を自動集計するなど優良な判定ツール等の普及の促進が図られるよう、都道府県に対し、事務連絡を発出し、必要な助言を行った。

⇒ 平成 30 年 10 月から 11 月までの間に全国で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」及び 31 年 2 月に開催した「都道府県担当者会議」において、既発出通知(「森林経営計画制度の適正な運用について」(平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 318 号林野庁森林整備部計画課長通知))の再周知等を行った。

改善措置を踏まえ、都道府県等において、既存の判定ツールの改修や新たな判定ツールの導入や新たなシステムの導入に向けた検討等が行われている例も確認されており、今後も必要に応じて助言等を実施していく。

(注 2) 森林の面積等を自動集計するなどにより、認定要件を満たしているか否かを判定 することができるツールや情報システム

#### (勧告要旨)

③ 伐採等の事後届について適時適切な提出が徹底されるように、都道 府県及び市町村に対し、他の届出制度との関係や未提出の場合は森林 経営計画の認定取消事由に当たることについて、森林所有者等に森林 経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時等に注意喚起を行う など周知徹底を図るよう、要請すること。

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 森林経営計画の被認定者は、森林経営計画の対象森林につき森林経営計画に定められている伐採等を行った場合、森林経営計画の認定権者に対し 伐採等の事後届を提出しなければならない
- 森林経営計画の認定権者は、被認定者が、伐採等の事後届を提出しなかった等の場合、同計画の認定を取り消すことができる

## 《調査結果》

- 森林経営計画の対象森林に含まれる保安林について、都道府県には保安 林の伐採事後届が行われたが、都道府県へ保安林の伐採事後届を行えば、 市町村への伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例あり (1 市町村 1 計画 (注1))
- 森林経営計画の対象森林について、伐採等の前に、森林法第 10 条の 8 の規定に基づく届出書 (注2) を提出すれば、伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例あり (4 市町村 4 計画)
- (注1) 調査対象は39市町村186計画
- (注2) 森林経営計画の対象ではない森林の伐採等を行う場合は、伐採等の前に、森林法 第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村長に提出するこ とが義務付けられている

#### (農林水産省)

→ 都道府県及び市町村が森林経営計画に係る伐採等の届出の提出の徹底 について適切な対応を行うよう、平成29年10月から11月までの間に全 国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」におい て、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用に ついて要請した。

また、都道府県及び市町村が適切な対応を行うよう、都道府県に対し、「森林経営計画制度の適正な運用について」(平成29年12月27日付け29林整計第318号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、森林所有者等に対し、森林経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時等に伐採等の届出未提出等の場合は、同計画の認定取消事由に該当する旨の周知等について要請した。市町村に対しては、都道府県を通じて同様の旨を要請した。

⇒ 平成 30 年 10 月から 11 月までの間に全国で開催した「森林計画・森林 利用業務関係ブロック会議」及び 31 年 2 月に開催した「都道府県担当者 会議」において、既発出通知(「森林経営計画制度の適正な運用について」 (平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 318 号林野庁森林整備部計画課長 通知))の再周知等を行った。

また、森林経営計画に係る伐採等の事後届出の件数は、年度毎の伐採計画にもよるため、伐採届の提出件数のみで改善効果は判断できないが、平成28年度4万9,032件、平成29年度4万7,017件で推移している。

なお、改善措置を踏まえ、都道府県において、市町村の職員や地域の担い手(森林組合等)を対象にした研修会の開催やホームページの活用等による制度の周知、伐採等の事後届の作成を支援するシステムの導入を検討するなどの取組が行われている例も確認されており、今後も必要に応じて

#### 助言等を実施していく。

#### (勧告要旨)

④ 森林経営計画に基づく森林施業を適切に管理できるようにするため、森林経営計画の被認定者が伐採等の事後届に伐採等を行った森林の所在場所を記載し、都道府県及び市町村が書面上で確認しやすくできるように、森林法に関する申請書等の様式に係る告示の見直しを含め、必要な措置を講ずること。

また、都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の被認定者に森林経営計画の内容とは異なる森林施業を実施する場合の森林経営計画の変更を徹底させるとともに、伐採等の事後届を受理した際には、実施した森林施業が森林経営計画どおりの内容となっているかの確認を行い、森林経営計画の内容と異なっていた場合は、その理由等の確認を確実に行うよう、要請すること。

さらに、伐採等の事後届の内容が森林経営計画とは異なる森林施業の実施結果であった場合に、森林法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守義務違反に該当するかの判断を適切に行うことができるよう「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かについて、具体例を挙げるなどして、明確に示すこと。

#### (説明)

#### 《制度の概要》

○ 森林経営計画の被認定者は、災害その他やむを得ない理由による場合を 除き、森林経営計画を遵守しなければならない

#### 《調査結果》

- 伐採等の事後届が提出されていたものの、書面上、林班等の記載がなく、 伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった例あり(10 市町村 13 計画 (注)
- 伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果と なっていなかったにもかかわらず、市町村において必要な確認等の対応が

#### (農林水産省)

→ 都道府県及び市町村が認定内容と異なる施業に伴う森林経営計画の変更の徹底等について適切な対応を行うよう、平成29年10月から11月までの間に全国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について要請した。

また、上記の「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」及び平成29年9月から11月までの間に全国5県を対象とした「森林経営計画キャラバン」において、森林経営計画の作成に係る課題等について情報を収集した。この結果に基づき、伐採等を行った森林の所在場所の確認方法、認定内容と異なる施業に伴う森林経営計画の変更の徹底、伐採等の事後届の内容確認、認定内容と異なっていた場合の理由の確認や、やむを得ない理由の具体例等について、都道府県に対し、「森林経営計画制度の適正な運用について」(平成29年12月27日付け29林整計第318号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、指導・助言を行った。市町村に対しては、都道府県を通じて同様の旨を指導・助言した。

⇒ 平成 30 年 10 月から 11 月までの間に全国で開催した「森林計画・森林 利用業務関係ブロック会議」及び 31 年 2 月に開催した「都道府県担当者 会議」において、既発出通知(「森林経営計画制度の適正な運用について」 (平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 318 号林野庁森林整備部計画課長 通知))の再周知等を行った。

改善措置を踏まえ、都道府県等において、市町村の職員や地域の担い手 (森林組合等)を対象にした研修会の開催等により改めて制度の周知を行ったほか、クラウド上で森林経営計画や伐採届等の情報を管理し、届出の 未提出箇所の確認や計画に即した内容かどうかの判定を自動で行うなど、 森林経営計画の実行管理の効率化、精度向上を図る取組等が行われている

各省が講じた改善措置状況

行われていなかった例あり(17 市町村25 計画)

(注) 調査対象は、24 市町村 48 計画

例も確認されており、今後も必要に応じて助言等を実施していく。

# (3) 森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用(勧告要旨)

農林水産省は、公益的機能を発揮するための森林施業を一層推進する 観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 都道府県に対し、要整備森林を選定したにもかかわらず、森林所有 者等に必要な森林施業の通知や勧告を行っていない例がないか点検 させ、当該通知や当該勧告を行っていない例がみられた場合は、早急 に現地調査を行うなどして、当該森林の現況を把握した上で、施業の 必要性を改めて判断し、適切な対応を図るよう要請すること。

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 特定保安林 (注) 内に地域森林計画の対象となっている民有林がある場合、都道府県知事が、要整備森林として選定し、森林所有者等に対して必要な森林施業の勧告を行い、勧告に従わない場合等には、森林所有者等に対して権利移転等の協議を勧告し、当該協議が調わない場合は、同知事が森林所有者等に代わって保安施設事業を行うことができる
- (注) 水源の涵養や山地災害の防止等、保安林本来の目的である公益的機能の発揮に支 障が生じていると判断される森林について、農林水産大臣が指定

#### 《調査結果》

- 要整備森林選定後、相当期間が経過しているが、通知前の説明を森林組合に任せていたところ、双方の意思疎通が十分でなかったこともあり、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行うことができていない例あり(2県34事例)
- 要整備森林選定後、森林所有者等の所在が不明であることが判明し、必要な森林施業の通知を行うことができず、その後も有効な措置を講ずることができないまま、10年以上の年月が経過している例あり(1県2事例)

#### (農林水産省)

- → 各都道府県に対し、「総務省による行政評価の勧告への対応について」 (平成29年8月3日付け林野庁治山課長事務連絡)を発出し、以下について必要な措置を実施するよう要請した。
  - ・ 要整備森林に選定後、相当な年数(6年以上)経過している場合には、 早急に当該森林の現況を確認すること。
  - ・ 現況を確認した結果、要整備森林が森林施業の実施等により既に解消 されていた場合には、特定保安林の解除を申請すること。
  - ・ 森林施業の必要がある場合には、当該森林の森林所有者等に対して、 再度森林施業の実施について通知を行うことのほか、必要に応じて施業 の勧告、施業の実施の委託等の協議の勧告を行い、要整備森林の解消に 向けた取組を行うこと。

上記通知に基づく調査の結果、選定後、相当な年数(6年以上)を経過した要整備森林は、全国で250か所あり、そのうち67%の168か所については、既に森林施業の実施等により、森林施業の必要がない箇所であったことから、都道府県が特定保安林の指定の解除に向けて書類を整理し、地域森林計画の樹立又は変更に合わせて、指定の解除を行う予定としている。

また、森林の現況から森林施業が必要と考えられる 76 か所については、要整備森林の解消に向けて、各都道府県に対し、以下のとおり、改善措置を徹底するとともに、制度趣旨に基づき適切な対応を行うよう要請した。

- ・ 森林所有者に実施の意向がある箇所については、平成29年度又は30 年度以降に補助事業等を活用し、森林施業を行うこと。
- ・ 森林所有者から森林施業の実施の意向が確認できなかった箇所につ

| 令有が譲した以善措直状況 | 各省が講 | じた改善措置状況 |  |
|--------------|------|----------|--|
|--------------|------|----------|--|

○ 要整備森林選定後、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っているが、特段の理由がないにもかかわらず、森林の施業を行っていない森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勧告を行っていない例あり(1県11事例)

勧告事項

いては、引き続き、森林組合等とも連携し補助事業等を紹介する等、自 発的に森林施業を実施するよう働きかけを続けるとともに、森林施業の 勧告等を行うことで、要整備森林の解消に向けた取組を行うこと。

- ・ 一部の森林では、森林所有者が不明等の理由により、森林施業の実施 の働きかけを行えない状況も想定されることから、引き続き森林所有者 の確認を進めるとともに、森林の荒廃状況に応じて、保安施設事業の活 用により要整備状態の解消を図ることを検討すること。
- ⇒ 平成 29 年度からの改善措置内容を把握するため、各都道府県に対し「総務省による行政評価(2回目のフォローアップ)への対応について」(平成30年12月11日付け林野庁治山課長事務連絡)を発出し、29年度からの対応状況と、新たに選定後6年以上経過した要整備森林については、29年度と同様の措置を要請した。

上記通知に基づく調査の結果、平成 29 年度の改善措置内容で報告した、選定後、相当な年数 (6 年以上) を経過した要整備森林 198 か所 (注) のうち、97 か所については、森林施業の実施等により特定保安林の指定を解除し、44 か所については、既に森林施業の実施等をした箇所であることから、地域森林計画の樹立又は変更に合わせて、特定保安林の指定の解除を行う予定である。

また、52 か所については、森林の現況から森林施業が必要であることから、森林施業を行うよう働きかけており、地域における他の森林整備と合わせて施業を行うほか、補助事業等により、今後森林施業を行い、施業され次第、指定の解除を行う予定である。ただし、一部の箇所について、森林所有者の意向の確認が行えていないことから、当該箇所は、速やかな森林施業の実施に向けて、施業の勧告及び森林の荒廃状況に応じた保安施設事業の活用の検討を要請した。

(注) 前回報告した要整備森林の箇所について、都道府県に改めて確認したところ、 平成29年11月時点の「相当な年数(6年以上)を経過した要整備森林」は198か 所(前回の報告では250か所)、そのうち前回報告した時点でi)「森林施業の必

要がなく指定の解除を行う予定の要整備森林」であったのは 130 か所 (同 168 か 所)、ii)「森林施業が必要な要整備森林」であったのは 62 か所 (同 76 か所)であった。

#### (勧告要旨)

② 市町村に対し、森林所有者等から、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合しない計画内容の伐採及び伐採後の造林の届出書を受理したときは、届出内容の変更を促すための森林所有者等に対する指導を十分に行い、指導を行っても、なお届出内容の変更がなされない場合は、現地調査を行うなどして、森林の公益的機能への影響度を確認し、必要に応じて伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を発出することを要請すること。

さらに、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法が遵守されるよう市町村に対し、現状の公益的機能別施業森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林が、本来持つべき機能特性に応じたものとなっているかの点検を行い、その結果を踏まえ、必要性を超えて設定しているところがあれば、市町村森林整備計画の次回改定時に当該森林の設定を見直すよう要請すること。

#### (説明)

## 《制度の概要》

- 市町村長は、市町村森林整備計画において、立木の標準伐期齢、造林、間伐の標準的な林齢のほか、「公益的機能別施業森林<sup>(注)</sup>区域及び当該区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」を定めなければならない
- 森林所有者等が計画対象の立木を伐採する場合は、事前に伐採及び伐採 後の造林の届出書を市町村長に提出しなければならず、市町村長は、伐採 等の計画が市町村の定めた施業方法と著しく異なり、公益的機能の発揮に 支障を及ぼすおそれのある場合は、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命 合ができる

#### (農林水産省)

→ 市町村が伐採及び伐採後の造林の届出書の事務処理について適切な対応を行うよう、平成29年10月から11月までの間に全国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について再度市町村に対する周知を要請した。

また、市町村の行う伐採及び伐採後の造林の届出書の事務処理や市町村森林整備計画の策定について、市町村が更に適切な対応を行うよう、都道府県に対し、「市町村森林整備計画制度等の適正な運用について」(平成29年12月27日付け29林整計第302号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、「市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合しない届出に関して必要に応じて伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を発出すること」や「公益的機能別施業森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林が、本来持つべき機能特性に応じたものとなっているかの点検及び次回市町村森林整備計画改定時の設定見直し」などについて、市町村への助言・指導を要請した。

⇒ 平成 30 年 4 月に、都道府県に対し、「森林窃盗、無断伐採事案発生の未 然防止について」(平成 30 年 4 月 19 日付け 30 林整計第 53 号林野庁森林 整備部計画課長通知)を発出し、無断伐採事案の未然防止に係る伐採届出 制度の適切な運用を徹底するよう通知を行った。また、平成 30 年 10 月から 11 月までの間に全国で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」及び 31 年 2 月に開催した「都道府県担当者会議」において既発 出通知(「市町村森林整備計画制度等の適正な運用について」(平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 302 号林野庁森林整備部計画課長通知))の再 (注) ①水源の涵養の機能、②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、③快適な環境の形成の機能、④保健文化機能といった四つの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### 《調査結果》

- 水源涵養機能森林又は土砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合していないため、森林の公益的機能の低下が懸念される例あり
  - i)市町村森林整備計画に定められた伐期齢に達していない森林を皆伐する計画の届出書であるにもかかわらず、必要な是正指導を特段行うことなく、届出書を受理している例あり(皆伐面積が1ha以上のものが3市町村8事例あり、最大のもので15haを超える事例あり)。また、この8事例の中には、標準伐期齢にすら達していない森林であるにもかかわらず、皆伐を計画する届出書を受理している例もあり(2市町村3事例)
  - ii) 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な 森林区域に設定していることから、伐採後は人工造林が必要となるにも かかわらず、天然更新による造林を計画する届出書を受理している例あ り (3 市町村 7 事例)
- 市町村内に所在する全民有林を水源涵養機能森林に一律に設定している市町村もあり(11市町村)

#### 周知等を行った。

改善措置を踏まえ、都道府県等において、巡視業務の外部委託等による 現地確認の実施、クラウド上で伐採届の市町村森林整備計画への適合の判 断を行うなど確認作業のシステム化等の取組が行われている例が、また、 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林等の設定の見直し等 については、都道府県が市町村担当者向けの研修会の開催等により適切に 行うよう指導等がされている例が確認されており、今後も必要に応じて要 請を実施していく。

## 2 新たな木材需要の拡大の推進

(1) 公共建築物における木造化の促進

#### (勧告要旨)

農林水産省及び国土交通省は、国が整備する公共建築物における木造 化を一層促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 公共建築物等木材利用促進法の趣旨の理解が進むよう、各省各庁に対し、木造化になじまない6類型の施設について、単に行政機関名を例示するのではなく、施設を用途別に区分することを含め、可能な限り細分化して、その範囲や考え方を具体的に例示するなど必要な支援を

## (農林水産省及び国土交通省)

- → 農林水産省と国土交通省は連携し、以下の取組を実施した。
  - ・ 木造化になじまない 6 類型の施設についての理解が進むよう、「中央 官庁営繕担当課長連絡調整会議総会」(平成 29 年 7 月 20 日開催。以下 「中営連総会」という。)において、各省各庁に対し、木材利用促進基本 方針に基づき積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲や考え方を 改めて周知するとともに、木造化になじまない 6 類型の施設に該当する

行うこと。

また、各省各庁における公共建築物の木造化が一層促進されるよう、国や地方公共団体が整備した木造化が図られた公共建築物の例も参考として、設計等の事務を遂行する際に活用することができるノウハウ、木造化に要する費用等の具体的な情報を共有するなど必要な支援を行うこと。(農林水産省及び国土交通省)

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 木材利用促進基本方針 (注1) において、国は、原則として、木造化になじまない 6 類型の施設 (注2) 及び建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) その他の法令に基づく基準で耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている施設を除く低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進し、全て木造化を図ることとされている
- (注1)公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年農林水産省、 国土交通省告示第3号)
- (注 2) 6 類型の施設とは、「災害時の活動拠点室等」、「刑務所等の収容施設」、「治安上 又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設」、「危険物を貯蔵又は使用す る施設等」、「伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物」、「博物館内の文化財 を収蔵し、若しくは展示する施設」である

#### 《調査結果》

- 木造化になじまない 6 類型の施設に該当するとされ、木造化が図られなかったが、建築物の用途等を個別に判断すれば、木造化の検討を図る余地があると考えられるものあり
  - i) 木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されていない施設でもあるにもかかわらず、各省が木造化になじまない 6 類型の施設に該当すると判断しており、その判断が妥当とは言い難いものあり (15 施設)
  - ii) 木造化になじまない6類型の施設に該当する施設であっても、木造化が図られた施設(17施設)もある一方、同じ用途で施設規模に大きな違

- 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設を例として、個々の建築物として判断した場合に、機能等の観点から差し支えない一般車庫、自転車置場、一般倉庫等は、積極的に木造化を促進する対象となることなどを具体的に解説するなど必要な支援を実施した。
- ・ 公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議構成員宛てに、「積極的 に木造化を促進すべき公共建築物の木造化等の徹底及びCLTの幅広 く積極的な活用について」(平成29年11月22日付け国営木第8号・林 政利第124号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長及び林野庁林政 部木材利用課長連名通知)を発出し、木造化が可能であった建築物の事 例等を示し、積極的に木造化を促進すべき公共建築物の木造化等の徹底 を周知した。
- ・ 平成29年7月20日に開催した中営連総会において、各省各庁が設計等の事務を遂行する際に活用することができるノウハウや木造化に要するコストを低減するための留意点などの情報として、国土交通省が取りまとめた技術基準や各種技術資料を改めて周知し、その活用を促すとともに、木造化に関する技術的な相談窓口等について周知した。
- ・ 平成 29 年 11 月 22 日に開催した「公共建築物木材利用促進関係省庁 等連絡会議」において、各省各庁に対し、一部省庁で木造化がなされな かった施設(駐輪場等)について、当該施設を木造で整備した省庁の取 組事例を紹介したほか、各都道府県において整備された木造公共建築物 の事例、補助事業で実施した地方公共団体等に対する公共建築物の整備 に係る技術支援等の成果について紹介するなど、一層の木造化の促進の ための情報提供を実施した。
- ・ 平成 28 年度に国が整備した公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の調査を実施しており、当該調査を通じて、非木造で整備された施設を検証し、各省各庁に対し木造化を促進すべき公共建築物の考え方やコストに関する情報などの木造化に関するノウハウ等を伝えるなど、必要な技術支援を実施している。なお、当該調査結果は、平成 29 年度内に公表する予定となっている。

#### 各省が講じた改善措置状況

# 勧告事項 いがみられないが、木造化が図られなかった施設もあり(38 施設)

(注) 調査対象は195 施設であり、うち木造化が図られなかった施設は160 施設。なお、 同じ敷地内に「執務庁舎」、「車庫」、「自転車置場」など用途の異なる複数の建築物を 整備する又は整備を計画している場合は、それぞれを1 施設として計上している

- ⇒ 農林水産省と国土交通省は連携し、以下の取組を実施した。
  - ・ 公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議構成員宛てに、「積極的に木造化を促進すべき公共建築物の木造化等の徹底等について」(平成30年7月23日付け30林政利第64号・国営木第2号林野庁林政部木材利用課長及び国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長連名通知)を「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について(通知)」(平成24年7月30日付け国営木第6号・24林政利第50号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長及び林野庁林政部木材利用課長連名通知)の解説として発出し、木造化になじまない6類型の施設の範囲や考え方を具体的に例示した。

また、当該内容について平成30年11月22日に共同で開催した「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」において、各省各庁に対して周知した。

当該取組等により各省各庁の理解が進み、例えば、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設のうち、個々の建築物として検討すると木造とすることができる自転車置場等について、木造で整備されるようになってきている。

また、平成 29 年度における積極的に木造化を促進することとされている 3 階建て以下の公共建築物の木造化率は 63.0%と 24 年度以降で最も高い割合となり、木造化が促進されてきている。

#### (勧告要旨)

② 耐火建築物に係る規定が建築基準法よりも厳格に定められている 官公法について、現在の技術水準等に照らして、当該規定の妥当性を 検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立 を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討する こと。(国土交通省)

#### (国土交通省)

→ 官公法の検証に当たって、木材利用の促進と安全性の確保の両立を図る 観点から、木造耐火建築物への整備に資するための技術的な資料の作成に 向け、木造耐火建築物の整備手法等に関する調査検討を開始したところで あり、本調査検討は、平成30年度も引き続き行う予定としている。

また、上記の調査検討に加え、平成29年度内に「公共建築物における

各省が講じた改善措置状況

勧告事項

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- 国が整備する公共建築物においては、建築物一般を対象とする建築基準 法の規定に加え、国家機関の建築物の構造等について定めた官公法 (注1) の 規定も適用
- 官公法では、建築基準法に比べて、建築物の耐火基準が厳格に規定 (注 2) (注 1) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)
- (注 2) 建築基準法では、一般に延べ床面積 3,000 ㎡を超える場合に耐火建築物としなければならないとされているのに対し、官公法では、一般に延べ床面積が 1,000 ㎡を超える庁舎について、用途等にかかわらず、耐火建築物としなければならないなど、建築基準法に比べて建築物の耐火基準が厳格に規定されている

#### 《調査結果》

- 木造化が図られなかった 160 施設のうち、建築基準法において耐火建築 物等とすることは求められていないが、官公法において耐火建築物とする ことが求められている施設あり (23 施設)
- 建築基準法においては木造化に関する規制が緩和されている中で、官公法においては、施行された昭和 26 年から耐火基準の見直しが行われていない。この点について、建築基準法より厳格な耐火基準が適用されることについて、木材利用促進の観点から疑問との意見あり

木材の利用の促進に関する懇談会」において、木材利用の促進と安全性の確保の両立を図る観点から、木造建築物の耐火性能の確保に関する専門的な知見や、官公法で求めている耐火基準等について幅広に意見を聴取することを予定している。

⇒ 平成 30 年 3 月に開催した「公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会」において、本勧告の内容を説明し、現在の技術水準等に照らした官公法の現状の規定の内容について有識者の意見を聴取したところ、「官公法制定時から技術開発が進んだこと等により、木造建築物の性能は当時とは比べものにならないほど水準が上がっていることを踏まえて、検討していくことも重要ではないか。」という意見もある一方で、「木造耐火建築物の技術開発も一つの答えだが、官公法の目的に照らして耐火としている背景をしっかりと押さえる必要がある。」といった意見もみられた。これらの意見を踏まえ、官公法で求めている耐火基準の妥当性について、木材利用の促進と安全性の確保の両立を図る等の観点から、施設に求められる耐火性能や現在の技術水準を踏まえた耐火性能の確保の方法などを、幅広に検討している。

また、仮に官公法で耐火建築物を求める範囲を建築基準法並みにした場合の影響を試算した結果、平成24年度から28年度に非木造で建設された1,958施設のうち、用途等を踏まえると19施設が木造化を検討できる施設となり、法改正の効果は一部の施設に限られる。一方で、耐火建築物とすることのみを理由に非木造で整備された施設(注)は、少なくとも、低層の施設が前述の19施設を含めた44施設、中高層の施設が49施設である。これらを木造とすることができれば、木材の利用の一層の促進が見込まれるため、官公法で求めている耐火基準の妥当性に係る検討と並行して、木造耐火建築物の活用を図るための技術的・経済的な検討等を実施している。平成29年度は小規模施設(延べ床面積300㎡以下)の木造耐火建築物のコスト等を分析し、非耐火の木造と比較し1㎡当たり約2万6,500円のコスト増で木造耐火建築物の建設が可能となった事例などを各省へ情

#### 各省が講じた改善措置状況

報提供しており、30 年度は、中規模施設(延べ床面積 3,000 ㎡程度)における木造耐火建築物に係る技術的な検証等を実施し、モデル庁舎の設計事例、コスト等の情報を各省へ提供する予定としている。今後も新しい技術開発を踏まえた技術基準の整備や各省への周知、施設整備を行う際の技術協力等木造耐火建築物の普及に係る取組を継続し、木造化の促進を図っていくこととしている。

(注) 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において「当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される」ものなど、耐火性能以外にも非木造となる理由があり得る施設は集計から除いている。

#### (勧告要旨)

③ 各省各庁に対し、官公法に基づき、営繕計画書を確実に送付するよう一層の制度の周知を図るとともに、補正予算等により整備するなど特別な事情があるため営繕計画書を送付できない場合についても、各省各庁が整備する公共建築物の計画内容について国土交通省が技術的な観点から支援を行うことができる旨を周知した上で、その積極的な支援に取り組むこと。

また、原則として木造化を図ることとされている低層の公共建築物に該当するにもかかわらず、営繕計画書において木造化を計画していない公共建築物がみられた場合、各省各庁にその理由とともに、木材利用促進の観点からの検討結果の報告を求め、その報告内容を踏まえ、木造化に関する大臣意見を送付すべきか否かを適切に判断すること。

さらに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を送付するに当たって、各省各庁が木造化を計画しなかった理由を踏まえ、必要に応じて技術的支援を行うとともに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を踏まえて講ずる措置について概算要求を行う前に報告を求めること。(国土交通省)

#### (説明)

#### (国土交通省)

→ 平成29年7月20日に開催した中営連総会において、各省各庁に対し営 繕計画書を確実に送付するよう改めて周知を行うとともに、補正予算等に より整備するなど特別な事情があるため営繕計画書を送付できない場合 についても、各省各庁が整備する公共建築物の計画内容について国土交通 省が技術的な観点から支援を行うことができる旨を周知した。

さらに、意見書制度を的確に運用するため、各省各庁は営繕計画書を適切に作成し送付する必要があることを、「平成30年度各省各庁営繕計画書に関する意見書」の総括意見に明記し、平成29年8月に各省各庁の長に送付した。

また、各省各庁から事前確認のため提出された営繕計画書において、木造化が計画されていない54施設について、平成29年7月下旬に各省各庁にその具体的な理由の報告を求めて確認を行った。

これを踏まえ、各省各庁から提出された平成30年度営繕計画書において、9施設は木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができなかったため、平成29年8月中旬に所管する3省に木造化に関する大臣意見を送付した。

当該理由の確認を通じ、木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができないものを事前に伝えるなど必要な技術支援を実施し

#### 《制度の概要》

- 国が公共建築物を整備する場合、各省各庁の長は、整備する前年度の7月31日までに財務大臣及び国土交通大臣に対し、営繕計画書を送付しなければならない
- 国土交通大臣は、営繕計画書において木造以外で整備が計画されている場合であっても、木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができないものについて、木造化に関する大臣意見を送付している。

#### 《調査結果》

- 調査対象 195 施設のうち 41 施設 (21%) は、財務大臣及び国土交通大 臣に営繕計画書を送付せずに整備
- 営繕計画書が送付された 154 施設において、木造化に関する大臣意見が 送付された 12 施設と、木造化に関する大臣意見が送付されなかった 142 施設から木造化が図られた 26 施設を除く 116 施設とを比較したところ、 木造化に関する大臣意見の枠組みが十分に活用されていない状況
  - i)木造化に関する大臣意見が送付された施設と類似の施設があるにもかかわらず、木造化に関する大臣意見が送付されていない
    - ・ 大臣意見が送付された施設と同じ用途であり、施設規模に大きな違いがみられない施設が15施設あり(車庫:7施設、自転車置場:5施設、渡り廊下:3施設)
  - ii) 木造化に関する大臣意見が送付された施設について、木造化に関する 大臣意見を踏まえた木造化につながっていない
    - ・ 木造化に関する大臣意見が送付された 12 施設のうち 8 施設は、技 術的に木造化が可能であったものの、木造化に関する大臣意見を踏ま えた検討結果の報告も求められていなかったことなどを理由に、構造 が木造に変更されていない

#### 各省が講じた改善措置状況

た。また、木造化に関する大臣意見を踏まえて各省各庁が講ずる措置について、概算要求を行う前に報告を求め、木造化に関する大臣意見を送付した施設について各省各庁において木造化を検討することを確認した。

⇒ 平成 30 年度は補正予算編成時に、各省各庁に対し、木造の対象となり 得る営繕計画の情報提供依頼を行い、適切に営繕計画がなされているか確 認をした。

また、平成 31 年度営繕計画書の提出に当たっては、事前に提出された 営繕計画書案について、木造での整備がなじまない又は困難であると判断 することができない 30 施設の用途について各省各庁に確認を行った結 果、12 施設については木造になじまない用途であることが確認でき、18 施 設については木造として営繕計画書が提出された。このため、木造化に関 する大臣意見を送付する必要のある営繕計画書は無く、適切に営繕計画が なされていた。

#### (2) 合法木材製品の調達の推進

#### (勧告要旨)

農林水産省及び環境省は、国による合法木材製品の調達をより一層推

#### (農林水産省)

→ 平成29年12月4日、木材製品の合法性証明ガイドラインに基づき事業

進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 木材製品事業者に対し、合法木材製品として販売する場合には、合法証明書を一定期間保管し、その証明の根拠を求められた場合は速やかに提示することなど、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法の内容を改めて周知した上で、合法性の証明を行うことができない木材製品を合法木材製品として販売することがないよう木材製品の合法性証明ガイドラインに基づく運用を徹底させること。(農林水産省)

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- グリーン購入法 <sup>(注1)</sup> に基づき定めるグリーン購入法基本方針において、 特定調達品目 <sup>(注2)</sup> ごとに複数の判断基準が定められており、木材製品については、その判断基準の一つとして、合法性の判断基準が定められている
- 木材製品の合法性証明ガイドライン (注3) に基づき、木材製品事業者は、 合法証明書 (注4) を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められ た場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要あり
- (注1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- (注 2) 紙類、文具類、家電製品など 21 分野 270 品目が定められている(平成 27 年 2 月 時点)
- (注 3) 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月)
- (注 4) i) 森林認証制度及び CoC 認証制度を活用する、ii) 森林・林業・木材産業関係 団体の認定を活用して木材製品事業者が証明を行う、iii) 木材製品事業者独自の取 組により証明を行うという三つの方法のいずれかにより合法性が証明されたものであることを示す書類等をいう

#### 《調査結果》

○ 当省が調査 (注) したところ、ホームページ等で合法木材製品であること の信頼性が高い表示がなかった 70 製品のうち、当省に対して合法証明書 が提示されたものは 50 製品あったが、それまでに要した日数には開きが

者認定を行う団体等を対象に説明会 (注) を開催し、ガイドラインに基づく証明方法の内容や証明書の保管などの運用上の留意点、認定要件となっている取組の徹底などの認定団体の責務等について説明を実施し、認定事業者に対して取組を徹底するよう認定団体による指導について要請した。また、認定団体による認定事業者への指導の実施状況等については、平成29年度内に、認定団体に対して、アンケート調査等を行うことにより把握することを予定している。

- (注) 「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」及び「木材・ 木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドライン」の適切な運用のため の説明会
- ⇒ 平成 29 年 12 月 4 日の説明会後、当該説明会に参加した団体等を対象に、平成 30 年 3 月 28 日付けで認定事業者への指導の実施状況等についてアンケート調査を行った。アンケート調査の対象団体は、説明会に参加した団体を含め 74 団体で、うち約 6 割の 45 団体から回答があった。回答があった 45 団体のうち 34 団体において、説明会の資料等を活用して認定事業者に木材製品の合法性証明ガイドラインの運用の徹底について指導等を行ったと回答があった。また、指導等をしていないと回答した団体においても、今後指導等を行う予定と回答した団体が 6 割あった。

このことから、説明会後、認定団体のみならず、認定事業者に対しても おおむね木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法の内 容が周知できたと考えられる。今後も、認定団体の研修会等を通じて、同 ガイドラインに基づく運用を徹底させていく。

| 生儿 | $\overline{}$ | -# | 珥 |
|----|---------------|----|---|

あり、13 製品 (26%) は提示までに15 日以上要し、中には、57 日 (約 2 か月) 以上要したものも3 製品 (6%) あった

(注) 特定調達品目のうち、調達実績が比較的多いと考えられる木材製品7品目(①コピー用紙、②鉛筆、③ファイル、④ノート、⑤事務用封筒、⑥いす及び⑦机)を抽出し、調査対象5省(法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)の69機関が平成27年1月から12月までの間に調達した木材製品7品目のうち、間伐材や古紙パルプなどの合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品を除いた179木材製品を対象に調査

#### (勧告要旨)

② 木材製品事業者に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材 等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法基本方針にお ける判断の基準の一つである合法性の判断基準を満たすことができ ない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示すること がないよう、周知徹底すること。(環境省)

#### (説明)

#### 《制度の概要》

○ 木材製品事業者は、自主的な取組として、グリーン購入法基本方針における判断の基準を全て満たすと自ら判断した場合、グリーン購入法適合製品であることを表示することができる

#### 《調査結果》

○ 木材製品事業者から、当省に対し合法証明書の提示が不可能であるとされ、合法木材製品であるか不明であった製品は20製品あり、そのうちグリーン購入法適合製品との表示があった木材製品が4製品あった

## 各省が講じた改善措置状況

#### (環境省)

- → 木材製品事業者において、合法性の判断基準を満たすことができない木 材製品をグリーン購入法適合製品と表示することがないよう、今後、木材 製品事業者に対して以下の取組を行う。
  - ・ 平成30年2月に発行予定の「グリーン購入の調達者の手引き (注1)」 において、木材製品事業者に向けた合法性の判断基準を満たすための留 意点等をまとめた周知ページを作成し、木材製品事業者への配布やホームページに掲載するなどして周知する。
  - ・ 平成30年2月から3月までの間に全国8か所で開催予定の「グリーン購入法基本方針説明会(注2)」において、木材製品事業者に対し、合法性の判断基準を満たすための留意点等を説明する。
  - ・ 平成30年1月から3月までの間に、木材製品事業者のみを対象としたセミナーを2回実施し、その際に、グリーン購入法で求めている木材製品の合法性の確認内容などを説明することにより、合法性の判断基準を満たすことができない木材製品をグリーン購入法適合製品と表示することがないよう注意喚起する。
  - (注 1) グリーン購入法基本方針に定める特定調達品目及びその判断の基準等について、国等の調達者及び製品の生産者が、その内容を正しく理解し、環境物品等の調達、生産を容易に行うことができるよう作成されたガイドブック
  - (注2) 改定を行ったグリーン購入法基本方針の内容を、事業者、各省庁及び地方事

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況  |
|------|---|
| 制    |   |
|      | 務所に対し行う説明会  |
|      |   |
|      | ⇒ 木材製品事業者において、合法性の判断基準を満たすことができない木                    |
|      | 材製品をグリーン購入法適合製品と表示することがないよう、木材製品事                     |
|      | 業者に対して以下の取組を行った。また、今後も継続して、木材製品の合                     |
|      | 法性の判断基準等に係る周知を図っていくこととしている。                           |
|      | ・ 平成 30 年 2 月に発行した「グリーン購入の調達者の手引き <sup>(注 1)</sup> 」に |
|      | おいて、木材製品事業者に向けた合法性の判断基準を満たすための留意                      |
|      | 点等をまとめた周知ページを作成し、木材製品事業者等への配布やホー                      |
|      | ムページへの掲載により周知した。平成 31 年 2 月発行の同手引きにお                  |
|      | いても同様の取組を実施した。  |
|      | ・ 平成 30 年 2 月から 3 月までの間に全国 8 か所で開催した「グリーン             |
|      | 購入法基本方針説明会 (注2)」において、木材製品事業者等に対し、合法                   |
|      | 性の判断基準を満たすための留意点等を説明した。                               |
|      | ・ 平成 30 年 2 月に、木材製品事業者等を対象とした木材製品の合法性                 |
|      | 証明に関するセミナーを2回実施し、その際に、グリーン購入法で求め                      |
|      | ている木材製品の合法性の確認内容などを説明することにより、合法性                      |
|      | の判断基準を満たすことができない木材製品をグリーン購入法適合製                       |
|      | 品と表示することがないよう注意喚起した。                                  |
|      | 当該 2 回のセミナー参加者 88 人にアンケートを実施した結果、有効                   |
|      | 回答が得られた 53 人中 49 人 (92.5%) が木材製品の合法性証明につい             |
|      | ての理解が進んだとする回答が得られた。                                   |
|      | 平成31年2月にも、同様のセミナーを1回実施した。当該セミナー                       |
|      | 参加者 16 人にアンケートを実施した結果、有効回答が得られた 16 人中                 |
|      | 16 人 (100.0%) が木材製品の合法性証明についての理解が進んだとす                |
|      | る回答が得られた。   |
|      | (注1) グリーン購入法基本方針に定める特定調達品目及びその判断の基準等につい               |
|      |   |
|      | て、国等の調達者及び製品の生産者が、その内容を正しく理解し、環境物品等                   |
|      | の調達、生産を容易に行うことができるよう作成されたガイドブック                       |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|------|--------------|
|------|--------------|

(注 2) 改定を行ったグリーン購入法基本方針の内容を、事業者、各省庁及び地方事務所に対し行う説明会

#### (勧告要旨)

③ 各省各庁に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法に基づく特定調達品目に該当する木材製品(印刷契約と併せて調達する事務用封筒を含む。)の調達に当たっては、グリーン購入法適合製品の調達などにより、合法木材製品を確実に調達するため、契約時の仕様書等への記載や納入時等の確認を適切に行わせるよう周知徹底すること。(環境省)

#### (説明)

#### 《制度の概要》

○ 国は、物品等の調達に当たっては、グリーン購入法基本方針に基づき、 予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければ ならない

#### 《調査結果》

- 契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していたが 納入時等の確認が不十分であった、契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしていなかった等の理由により、グリーン購入法適 合製品との表示がない製品を調達していた機関あり(16機関)
- 印刷契約と併せて調達したため、仕様書等に封筒用紙に使用する紙の合法性に関する条件を明記していない、封筒用紙に使用している紙が仕様書どおりであったかどうかの確認を行っていない等の理由により、封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握していない機関あり(41機関)

#### (環境省)

→ 平成 29 年 11 月 1 日に開催した「グリーン購入法関係省庁等連絡会議」 において、各省各庁に対し、勧告内容の説明を行った上で、合法木材製品 を確実に調達するための調達時の留意点等について周知した。

上記に加え、今後、各省各庁における合法木材製品の確実な調達に資する以下の取組を行う。

- ・ 平成30年2月に発行予定の「グリーン購入の調達者の手引き」において、各省各庁に向けた合法木材製品の調達に当たっての留意点等をまとめた周知ページを作成し、各省各庁への配布やホームページに掲載するなどして周知する。
- ・ 平成30年2月から3月までの間に全国8か所で開催予定の「グリーン購入法基本方針説明会」において、各省各庁に対し、合法木材製品を確実に調達するための調達時の留意点等を説明する。
- ⇒ 各省各庁における合法木材製品の確実な調達に資する以下の取組を行った。また、今後も継続して、合法木材製品を確実に調達するための調達時の留意点等に係る周知を図っていくこととしている。
  - ・ 平成30年2月から3月までの間に全国8か所で開催した「グリーン 購入法基本方針説明会」において、各省各庁に対し、合法木材製品を確 実に調達するための調達時の留意点等を説明した。
  - ・ 平成 30 年 2 月に発行した「グリーン購入の調達者の手引き」において、各省各庁に向けた合法木材製品の調達に当たっての留意点等をまとめた周知ページを作成し、各省各庁への配布やホームページに掲載し周知した。

平成31年2月に発行した同手引きにおいても、同様の取組を実施した。

・ 平成 29 年 11 月 1 日に続いて、30 年 4 月及び 11 月に開催した「グリーン購入法関係省庁等連絡会議」において、各省各庁に対し、勧告内容の説明を行った上で、合法木材製品を確実に調達するための調達時の留意点等について再度周知した。これまで計 3 回のグリーン購入法関係省庁等連絡会議の出席者は、延べ 95 人となっている。

#### (3) 木質バイオマスの活用の推進

#### (勧告要旨)

農林水産省及び経済産業省は、発電利用に供する木質バイオマスの持続的な活用をより一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 全国で運転を開始している木質バイオマス発電設備のバイオマス 燃料の使用計画書における年間予定数量等と経済産業大臣への定期 報告に掲載された国内の森林に係る木質バイオマスの種類ごとの使 用量等の情報を両省で共有し、必要があれば関係事業者へのヒアリン グを行うなどして、地域における燃料種ごとの需給状況の把握・分析 を行った上で、その結果を、木質バイオマス発電設備の認定申請をし ようとする者や既存の発電事業者等が確認できる措置を講ずること。 (農林水産省及び経済産業省)

#### (説明)

#### 《制度の概要》

- バイオマス発電設備の認定を受けようとする事業者は、発電に利用されるバイオマスの種類ごとに、年間の使用予定数量や調達先等を記載したバイオマス燃料の使用計画書を添付して、経済産業省に申請を行うこととされている
- 林野庁は、経済産業省から協議 <sup>(注)</sup> を受けた際、関係者にヒアリングを 行うなどして、燃料チップが安定的に調達できるか確認
- バイオマス発電設備の認定事業者は、毎年度1回、燃料種ごとの単価、 総額、使用量等を経済産業大臣に報告しなければならない

#### (農林水産省及び経済産業省)

→ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の発電事業計画認定申請におけるバイオマス燃料の使用計画書に記載されている年間予定数量と経済産業大臣への定期報告に掲載された国内の森林に係る木質バイオマスの種類ごとの使用量等の情報共有については、共有する情報の範囲や、地域における燃料種ごとの需給状況の把握・分析結果を木質バイオマス発電設備の認定申請をしようとする者等が確認できる方法等を両省で協議している。今後も協議を継続的に行い、可能な限り速やかに勧告で求められた措置を講じていきたい。

## (農林水産省)

⇒ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の発電事業計画認定申請におけるバイオマス燃料の使用計画書に記載されている年間予定数量と経済産業大臣への定期報告に掲載された国内の森林に係る木質バイオマスの種類ごとの使用量等のデータの情報共有については、経済産業省と共有する情報の範囲等について、引き続き協議している。

経済産業省から当該データが提供され次第、可能な限り速やかに地域における燃料種ごとの需給状況の把握・分析を行うなど、勧告で求められた措置を講じていきたい。

## (経済産業省)

⇒ 再エネ特措法に基づき認定事業者に提出が義務付けられている経済産

(注) 木質バイオマス発電設備の認定に当たっては、安定稼働を確保するため、経済産業省は農林水産省や環境省等と事前協議を行っている

#### 《調査結果》

- 間伐材等由来の燃料チップの年間使用予定数量と年間使用実績量を比較したところ、年間使用実績量が年間使用予定数量を下回っている発電設備あり(9発電設備(注))
- 発電事業者からは、間伐材等由来の燃料チップについて、同業他社との 調達の競合が顕在化又は激化することを懸念するとの意見あり
- (注) 調査対象は、平成28年1月末時点において運転開始済みであった主に間伐材等 由来のバイオマスを用いて発電する設備の中から21発電設備を抽出

## (勧告要旨)

② 適切な調達価格が適用されるよう、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等に対し、伐採及び加工・流通段階において必要となる木質バイオマス由来の証明書及び根拠書類並びに証明書に記載すべき事項について、改めて周知徹底を図ること。(農林水産省及び経済産業省)

#### (説明)

## 《制度の概要》

- 経済産業省は、再エネ特措法に基づく告示 (注1) において、木質バイオマスの種類によって異なる調達価格を設定
- 上記種類の適切な識別、証明が行われなければ、調達価格が適正に適用 されない事態が懸念されるため、林野庁では、木質バイオマス証明ガイド ライン (注2) を策定し、伐採段階及び加工・流通段階における木質バイオマ スの種類ごとの由来の証明や分別管理の際に留意すべき事項等を定めて

#### 各省が講じた改善措置状況

業大臣への定期報告(設置費用報告、運転費用報告)のうち、運転費用報告については、地域における燃料種ごとの需給状況の把握・分析に資する基礎データとして必要であるものの、木質バイオマス発電事業者も含め定期報告が徹底されていないことから、「定期報告に関するお知らせ(注意喚起)」(平成30年7月23日付け資源エネルギー庁)により、定期報告の徹底を図った。

その上で、平成31年1月、資源エネルギー庁から農林水産省に対して、本勧告要旨に係る木質バイオマスの種類ごとの年間使用数量のデータを法令の範囲内で提供したところ、当該データでは農林水産省において需給状況の把握・分析を行うためのデータとして不十分であり、分析が困難との回答があったため、今後も、引き続き需給状況の把握・分析に必要な木質バイオマスの種類ごとの年間使用数量のデータが収集できるよう、認定事業者に対して定期報告の提出を徹底させる取組を実施するなど適切なデータの収集に努めるとともに、法令の範囲内において農林水産省で分析可能なデータの共有が可能か、今後も農林水産省と協議を継続していく。

#### (農林水産省)

→ 平成 29 年 12 月 4 日、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき事業者 認定を行う団体等を対象に説明会 (注) を開催し、同ガイドラインの制定の 趣旨や基本的なルール、認定事業者へのフォローアップ (研修会等) など の認定団体等の責務等について説明を実施するとともに、素材生産事業者 等及びチップ加工事業者等の認定事業者への指導や認定団体等としての 取組の徹底を要請した。

上記説明会の開催後、説明会に使用した資料をホームページに掲載した 上で、同年12月11日、全ての認定団体等に対して、文書により当該資料 を活用して認定事業者に木質バイオマス証明ガイドラインの履行につい て周知徹底を図るよう要請した。

このほか、認定団体等による認定事業者への指導の実施状況等については、平成30年度に、認定団体等に対して、アンケート調査等を行うことにより把握することを予定している。

いる

- (注 1) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項及び同法附則第6条で読み替えて適用される同法第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件」(平成24年経済産業省告示第139号)
- (注 2) 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン (平成 24 年 6 月)

#### 《調査結果》

- 本来であれば間伐材等由来のバイオマスの対象とはならない主伐された原木を素材生産事業者等が間伐材等由来の木材としてチップ加工事業者等に納入し、チップ加工事業者等が間伐材等由来の燃料チップとして発電設備に納入しており、誤った燃料区分を適用していた例あり(1発電設備2納入ルート)
- チップ加工事業者等が、伐採段階において必要な証明書若しくは根拠書類を素材生産事業者等から入手せず、又は加工・流通段階において必要な証明書を作成せず、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスとして発電設備に燃料チップを納入していた例あり(11 発電設備29納入ルート)
- 素材生産事業者等から伐採段階において必要な証明書及び根拠書類は 提出されていたが、記載内容が不十分で、当該証明書に記載すべき森林の 伐採箇所と根拠書類に記載すべき森林の伐採箇所とを照合できなかった 例あり(10発電設備30納入ルート)
- (注) 調査対象は、平成28年1月末時点において運転開始済みであった主に間伐材等 由来のバイオマスを用いて発電する設備の中から21発電設備を抽出

上記に加えて、木質バイオマス証明ガイドラインの運用状況を把握し指導するため、補助事業により、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等に対する証明書の連鎖状況(入手・作成状況)等を確認する現地調査を7か所、同ガイドラインに関する講習会を8か所で実施することとしており、平成29年12月までに現地調査を5か所、講習会を7か所で実施した。

- (注) 「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」及び「木材・ 木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドライン」の適切な運用のため の説明会
- ⇒ 平成30年度においては、以下の措置を講じた。
  - ① 平成 29 年度に実施した木質バイオマス証明ガイドラインに基づき事業者認定を行う団体(認定団体)へのアンケートにおいて、自主行動規範に基づく情報の公開や、認定事業者に対するフォローアップの実施等が不十分であることを把握したことから、それらの実施等を求めた指導通知「『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』の適切な運用について」(平成 30 年 7 月 26 日付け 30 林政利第 69 号林野庁林政部木材利用課長通知)を発出した。

平成30年度も同様のアンケート調査を実施しており、29年度からの改善状況を確認し、必要に応じ、再度文書等で必要な指導等を行うことも検討している。

② 補助事業により、(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会が「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に係る現地調査を5か所、講習会を19か所で実施したほか、林野庁においても現地調査(木質バイオマス証明ガイドライン運用実態調査)を全国5か所で実施し、その中で、木質バイオマス証明書の様式が不適切であるなどの事例も見つかったため、必要な現地指導を行った。来年度以降も引き続き、経済産業省と連携して現地調査を実施する。

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況   |
|------|--|
|      | (経済産業省)  → 農林水産省が木質バイオマス証明ガイドラインに基づき事業者認定を行う団体等を対象に平成29年12月4日に開催した説明会に参加し、固定価格買取制度の概要、同ガイドラインの内容や総務省の行政評価・監視内容を踏まえた運用上の留意点など、適切な調達価格の適用に当たっては認定団体等の自主行動規範や実施要領の厳格な運用により素材生産事業者等が木質バイオマス証明を実施していくことが重要であることを説明した。   |
|      | ⇒ 平成 30 年度から農林水産省が「木質バイオマス証明ガイドライン運用<br>実態調査」を実施し、計 5 か所の発電事業者、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等における木質バイオマス証明等の実態の把握・確認を行っている。当省は、そのうち 2 か所の当該調査へ参画し、当該実態調査において、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等を訪問した際に、固定価格買取制度の説明や由来証明書の適切な管理、適切なバイオマス比率の算定等の注意喚起を行った。今後も両省の連携を強化して、継続的に実態調査を共同で実施し、木質バイオマス証明の適切な運用の指導を行っていく。 |

# (勧告要旨)

③ 再エネ特措法に基づく告示に定められた調達価格が適正に適用されるために、農林水産省と連携し、木質バイオマス証明ガイドラインに沿った適切な証明が行われているかを確認できる実効性のある措置を講ずること。(経済産業省)

#### (説明)

## 《制度の概要》

- 経済産業省は、再エネ特措法に基づく告示において、木質バイオマスの 種類によって異なる調達価格を設定
- 森林・林業・木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを

#### (経済産業省)

→ 平成 30 年の早期に、発電事業者等に対して、本行政評価・監視で把握された適正な調達価格が適用されていない事例等を周知し、木質バイオマス証明ガイドラインの遵守を指導するとともに、証明が適切に実施されていない燃料を使用した際の認定取消しリスク等を周知することにより、注意喚起することを予定している。

また、木質バイオマス証明ガイドラインに沿っていない証明方法により、再エネ特措法に基づく告示に定められた適正な調達価格が適用されていない不適切な案件を把握・確認するための措置については、現在農林水産省で行われている素材生産事業者等及びチップ加工事業者等に対する

供給する事業者の団体等は、証明のなされた間伐材等由来のバイオマス及び一般木質由来のバイオマスの分別管理や書類管理の方針についての自主行動規範を策定し、間伐材等由来のバイオマス及び一般木質由来のバイオマスであることが証明された木質バイオマスの供給に取り組む団体等の構成員について、その取組が適切である旨の認定等を行う仕組み(例えば、分別管理体制や文書管理体制の審査・認定、実績の報告・公表、立入検査、認定の取消等)を定め、公表

○ 上記団体等は、認定を行った事業者等に対し、バイオマスの取扱いが適 正であるか否かを確認するため、立入検査を行うことができる

#### 《調査結果》

- 平成 24 年の制度開始以降、調査対象とした事業者等の中で、上記団体 等の立入検査の受検実績のあるところなし
- 木質バイオマス証明ガイドラインが遵守されていない実態があったと しても、それに対する罰則がないため、木質バイオマス証明ガイドライン どおりの対応を求めることに限界があるのではないかといった意見あり

木質バイオマス証明ガイドラインに沿った証明書の連鎖状況(入手・作成 状況)等を確認している現地調査で得られたノウハウ等を基に、今後検討 していく。

⇒ 本行政評価・監視で把握された事例等を踏まえ、発電事業者に対する木質バイオマス証明ガイドラインの遵守等に関する周知文書である「『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』に基づく木質バイオマスを使用するバイオマス発電設備について(注意喚起)」を平成31年2月に経済産業省ホームページに掲載するとともに、木質バイオマス発電事業者に対して、ホームページへ当該文書を掲載した旨を周知し、注意喚起を行った。

また、平成30年度から農林水産省が「木質バイオマス証明ガイドライン運用実態調査」を実施し、計5か所の発電事業者、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等における木質バイオマス証明等の実態の把握・確認を行っている。当省は、そのうち2か所の当該調査へ参画し、主に発電事業者における木質バイオマス証明等の実態の把握・確認を行った。

実態調査では、再エネ特措法に基づき、認定された事業計画に従って発電事業を行うことを義務付けているにもかかわらず、認定されたバイオマス比率と異なった比率で事業を実施しているなどの事例も見つかったため、適切な運用を行うよう指導を行った。

今後は、平成31年1月に林野庁と策定した「木質バイオマス証明ガイドライン運用実態調査取組方針」に基づき、平成30年度と同規模(5か所程度)の実態調査を共同で毎年実施するとともに、実態調査を通じて、定期的に不適切案件の把握・確認に努め、必要に応じて再エネ特措法に基づく指導や改善命令等を実施するなど、木質バイオマス証明の適切な運用のための必要な措置を講じていく。

#### (勧告要旨)

せん定枝について、発電事業者によって調達価格の区分の判断が異

#### (経済産業省)

→ せん定枝の区分については、一般木質バイオマスに区分される場合と廃

ならないようにするため、関係省庁と調整し、伐採及び加工・流通段 階において必要となる証明書類や証明の実施手順を明確にした上で、 関係事業者に対し、その取扱いを徹底させること。(経済産業省)

#### (説明)

#### 《制度の概要》

○ 街路樹や個人の庭木などをせん定した際に発生するせん定枝について、 資源エネルギー庁及び環境省は、一般廃棄物由来のバイオマスに分類している一方、林野庁は、一般木質由来のバイオマスに分類しており、適用す る調達価格が関係省庁によって異なる見解が示されている

#### 《調査結果》

- 調査対象としたチップ加工事業者等によって、次のとおり、せん定枝に 適用している調達価格が区々となっている状況であり、国において、統一 した考え方を示してほしいとの意見あり
  - 由来の証明書を入手し、一般木質バイオマスに区分して発電に利用していた事業者(3事業者)
  - ・ 街路樹など市町村管理の樹木から発生したせん定枝は、由来の証明書を入手し一般廃棄物由来のバイオマスに区分して発電に利用していた 一方、個人の庭木から発生したせん定枝は、所有者から証明書を入手し 一般木質バイオマスに区分して発電に利用していた事業者(1事業者)
  - ・ せん定枝は一般廃棄物に該当すると考えており、発電に利用してよい か不明としていた事業者(1事業者)

乗物に区分される場合があるため、今後、平成30年4月を目途に経済産業省のホームページや固定価格買取制度ガイドブックなどにおいても、せん定枝の区分の判断に関する留意点等を示し注意喚起することを予定している。

このほか、国内材を利用検討している発電事業者に対しても、バイオマス発電設備の認定申請等に関する面談及び問合せに際して、せん定枝の取扱いについて証明の有無により調達価格が異なることについて注意喚起することを予定している。

⇒ 再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック (2018 年度版。平成 30 年 3 月作成) において、せん定枝の燃料区分の判断に関する留意点等を 明示し、当該ガイドブックを経済産業省のホームページに掲載するなどして、関係事業者に周知した。

また、せん定枝を含め伐採材等の木質バイオマスについては、事例により未利用材、一般木質バイオマス、廃棄物いずれの区分に該当するか異なることがあるため、改めて適用区分の考え方について経済産業省、農林水産省、環境省が協議し、発電事業者等への説明が異ならないよう認識の共有を図った。

また、来年度「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の記載例に木質バイオマスの適用区分の考え方を整理した資料を添付し、バイオマス発電設備の認定申請を行う発電事業者等に対して、改めて周知を行う。